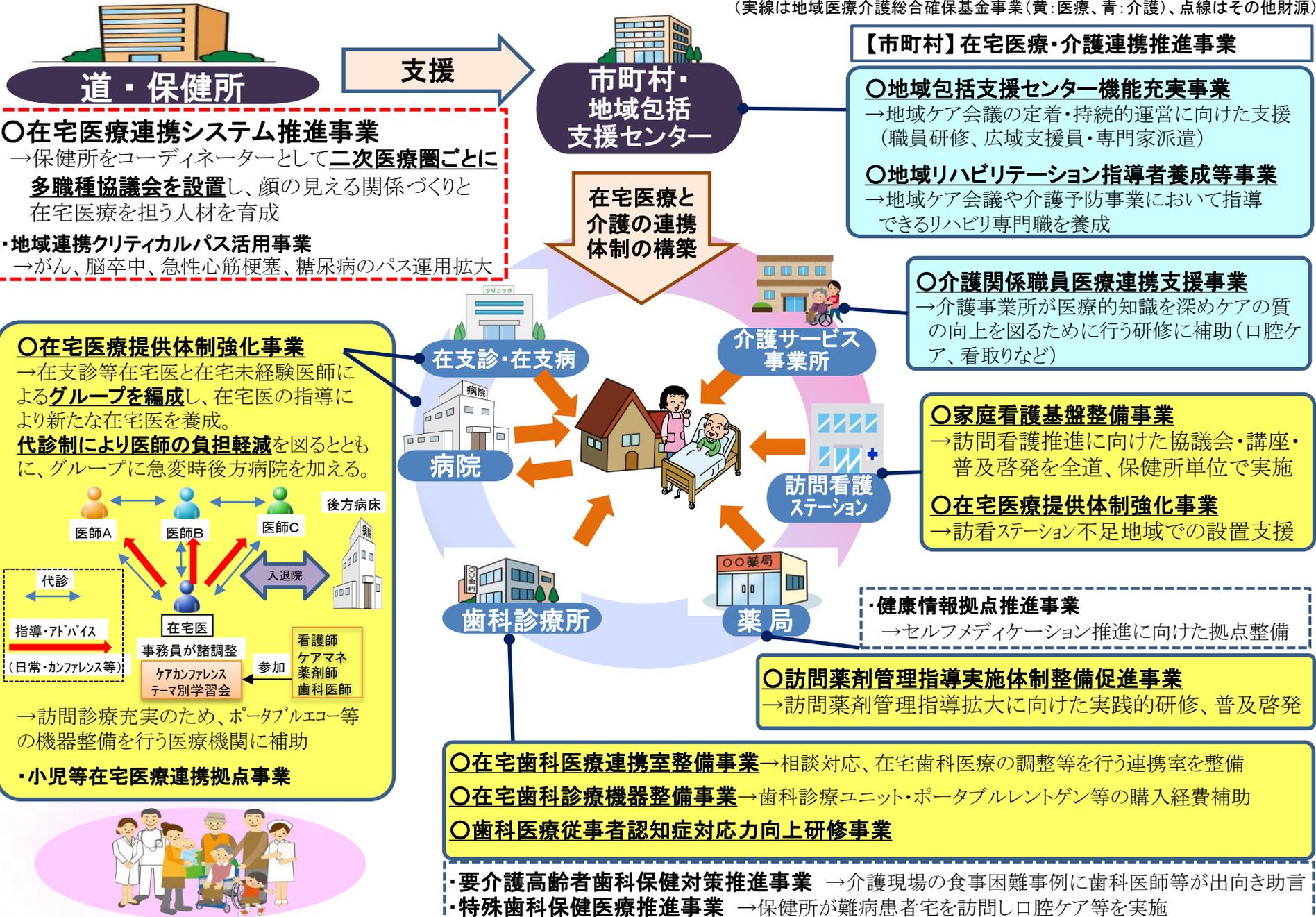


北海道における在宅医療・地域包括ケア関連施策(H27)

(実線は地域医療介護総合確保基金事業(黄:医療、青:介護)、点線はその他財源)



道・保健所

- 在宅医療連携システム推進事業
→保健所をコーディネーターとして二次医療圏ごとに多職種協議会を設置し、顔の見える関係づくりと在宅医療を担う人材を育成
- ・地域連携クリティカルパス活用事業
→がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病のパス運用拡大

支援

市町村・地域包括支援センター

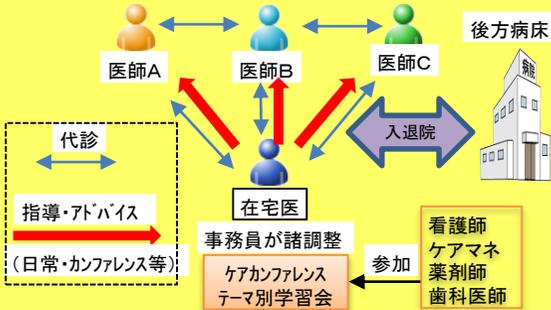
在宅医療と介護の連携体制の構築

【市町村】在宅医療・介護連携推進事業

- 地域包括支援センター機能充実事業
→地域ケア会議の定着・持続的運営に向けた支援(職員研修、広域支援員・専門家派遣)
- 地域リハビリテーション指導者養成等事業
→地域ケア会議や介護予防事業において指導できるリハビリ専門職を養成

○在宅医療提供体制強化事業

→在支診等在宅医と在宅未経験医師によるグループを編成し、在宅医の指導により新たな在宅医を養成。
代診制により医師の負担軽減を図るとともに、グループに急変時後方病院を加える。



→訪問診療充実のため、ポータブルエコー等の機器整備を行う医療機関に補助

・小児等在宅医療連携拠点事業

在支診・在支病

病院

介護サービス事業所

訪問看護ステーション

歯科診療所

薬局

○介護関係職員医療連携支援事業

→介護事業所が医療的知識を深めケアの質の向上を図るために行う研修に補助(口腔ケア、看取りなど)

○家庭看護基盤整備事業

→訪問看護推進に向けた協議会・講座・普及啓発を全道、保健所単位で実施

○在宅医療提供体制強化事業

→訪看ステーション不足地域での設置支援

・健康情報拠点推進事業

→セルフメディケーション推進に向けた拠点整備

○訪問薬剤管理指導実施体制整備促進事業

→訪問薬剤管理指導拡大に向けた実践的研修、普及啓発

○在宅歯科医療連携室整備事業

→相談対応、在宅歯科医療の調整等を行う連携室を整備

○在宅歯科診療機器整備事業

→歯科診療ユニット・ポータブルレントゲン等の購入経費補助

○歯科医療従事者認知症対応力向上研修事業

→要介護高齢者歯科保健対策推進事業 →介護現場の食事困難事例に歯科医師等が出向き助言

・特殊歯科保健医療推進事業 →保健所が難病患者宅を訪問し口腔ケア等を実施

